

お知らせ／募集  
相談  
健康  
公民館・コミセン  
スポーツ文化  
図書館  
施設催し／教育ほか  
福祉  
産業振興  
子育て  
地域活動／ごみ・資源

お知らせ／募集  
相談  
健康  
公民館・コミセン  
スポーツ文化  
図書館  
施設催し／教育ほか  
福祉  
産業振興  
子育て  
地域活動／ごみ・資源

【5月は消費者月間】  
防犯シールセットを配布

このシールは、玄関やインターホン、電話付近など身近な場所に貼っておき、突然の訪問勧誘や還付金詐欺、オレオレ詐欺などに注意するためのものです。ぜひご利用ください。

申込み 消費生活相談ルーム（産業振興課内）☎ 06 (6383) 2666へ  
※郵送可



パートタイマー等  
退職金共済制度に  
加入しませんか

パートタイマーなどの従業員の福利厚生と雇用安定のため、市が事業主にかわって退職金を支払う共済制度です。事業主が納付する掛金は全額非課税の扱いとなり、その掛金は、対象の従業員の所得税の課税対象にもなりません。さらに退職金も、退職金控除により非課税となります。短期加入でも元本割れがなく従業員には便利な制度です。

●募集

対象 市内事業所でパートタイマーなど従業員を雇用している事業主  
掛金 被共済者（加入従業員）1人あたり月額2千円  
加入時期 5月・8月・11月・2月の各月1日※加入月の前月10日までに申込み  
申込み 産業振興課へ

摂津地区  
人権推進企業連絡会  
参加団体募集

摂津地区人権推進企業連絡会への加入を希望する事業所を募集します。同連絡会は、市内に事業所がある企業67社で組織された団体です。企業の立場から、さまざまな人権問題の解決を

高齢者世帯民間賃貸住宅の家賃助成

民間のアパートや借家に住む高齢者世帯に対し、家賃の一部を助成します。

助成額 1カ月につき家賃（月額5万円以下の世帯）の3分の1の額 ※上限1万円（市町村民税非課税世帯は1万1千円）

対象者 家賃月額5万円以下で下記のいずれかに該当する世帯  
① 65歳以上の一人暮らし世帯  
② 65歳以上を含む60歳以上のみの世帯

収入制限	世帯員	収入
	1人	1,915,000円以下
	2人	2,760,000円以下

申請に必要なもの  
▽住宅の賃貸借契約書の写し▽申請月の家賃の領収書の写し▽申請者の通帳▽印鑑▽申請書▽遺族年金や障害年金を受給する人は年金額がわかる通知や通帳  
※申請書は窓口で配布しています。  
※市民税の申告が済んでいることが条件となります。  
※転入者は所得証明書が必要な場合があります。



問合せ 高齢介護課へ

◆ふれあい入浴  
5月16日(日)午後4時～9時  
に、ヘルシーバス千里丘で対象は小学生以下と65歳以上/氏名・連絡先を書いたメモと、入浴に必要な物品(シャンプー、石鹸、タオルなど)は各自で持参/問合せは高齢介護課へ

●高齢福祉

初心者のためのパソコン講座  
～マウス操作、文字入力ができる程度できる方の入門講座～

パソコンでの文書作成やインターネットの操作方法を学ぶ講座です。

日時 6月1日～8月3日の毎週火曜  
午前10時10分～12時10分  
場所 身体障害者・老人福祉センター  
(烏飼上5丁目2-8)

回数 10回  
対象 60歳以上または身体障害者  
定員 5人(先着)  
費用 3,000円  
申込み 5月6日(木)から同センターへ  
☎ 072 (653) 1212



暮らしのワンポイント

問合せ 消費生活相談ルーム（産業振興課内）

訪問販売の解約に  
クーリングオフを使う

【事例】 お昼ご飯を食べてゆっくりテレビを見ていたら不意にチャイムが鳴りました。知らない人が「当社と契約すれば今よりずっと安くになりますよ」と親切に話し始め

ます。「ふくん、お得なんだ」と思い契約書に捺印しました。セールスが帰ってから、じっくり契約書を見てみると、なんだかよく分かりません。果たして大丈夫なのか。

【対応】 クーリングオフとは訪問販売や電話勧誘などの不意打ち的な販売方法で、消費

者が冷静な判断ができないまま交わした契約を、一定の期間内であれば無条件に解除できる制度です。販売業者に書面で通知することにより支払った代金は全額返金され違約金や返品のための送料なども発生しません。例えば訪問販売や電話勧誘なら契約日を含め8日間以内なら、理由を言わずとも解約できます。迷ったら、消費生活相談ルームに相談しましょう。

飲食店取引事業者等支援事業

国から一時支援金の給付を受けた  
中小企業者へ

新型コロナウイルス感染症による、国からの一時支援金の給付を受けた中小企業者などに対して、事業継続を支援するための支援金10万円を支給します。

対象 市内に事業所を有する中小企業者で、9月30日(木)までに国の一時支援金の給付決定を受けた者（業種は問いません）※1回に限る

申請期間 9月30日(木)まで

申請方法 次の書類を〒566-8555 産業振興課商工労政係（住所不要）へ郵送

▷申請書兼請求書（市ホームページから取得可）▷国の一時支援金の給付通知の写し▷国の一時支援金の申請が完了したことが分かるマイページ画面を印刷したもの▷国に提出した書類の写し▷市内で事業を営んでいることを確認できる書類の写し▷本支援金を受け取る口座が確認できる通帳の写し

問合せ 同課へ

声の広報・点字広報のご利用を

市では、視覚障害者などの目の不自由な人に十分な情報が提供できるよう、広報紙の音訳版・点字版を発行しています。

●内容 毎月自宅へ郵送します（費用は無料）

▽声の広報 広報紙および議会だよりから抜粋した内容をCD（デイジー形式）に収録

▽点字広報 広報紙から抜粋した内容を収録

【声の広報のご利用方法】

声の広報の利用にはデイジー形式のCDを再生できる専用の機器が必要です。  
※視覚障害者（1・2級）の身体障害者手帳をお持ちの人は日常生活用具の給付として、購入の補助を受けることができる場合があります。購入前に障害福祉課にご確認ください。



●申込み 市役所1階・同課で配布の申請用紙に必要事項を記入し、同課へ持参または郵送